

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年2月3日
【計算期間】	第33特定期間 （自 平成26年5月8日 至 平成26年11月5日）
【ファンド名】	ユーロ・ソブリン・オープン
【発行者名】	国際投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 裕之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	永田 英二
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5221）6110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

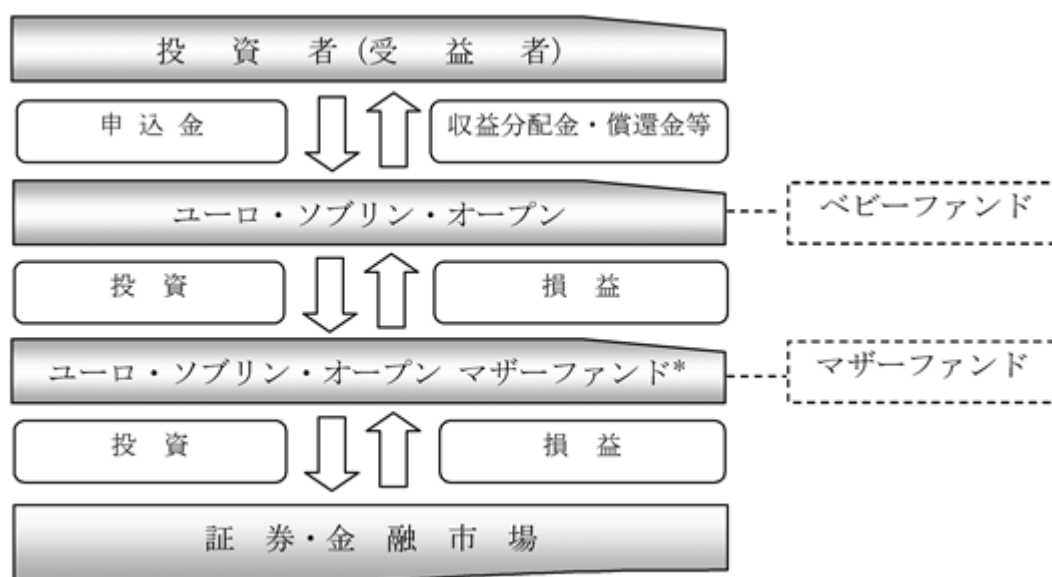
1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファミリーファンド方式^{*}により、高水準かつ安定的なインカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

＊ ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



＊ 「ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド」については、以下「マザーファンド」という場合があります。

② 信託金の限度額

1,000億円です。

＊ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信		その他資産
	内 外	資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債 券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米	ファミリー	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年 6 回 (隔月)	欧州	ファンド	(適時ヘッジ)
	年 12 回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米		
その他資産		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
(投資信託証券(債券 一般・高格付債))		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券（債券一般・高格付債））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 ^{*1} 高格付債 ^{*1} ）に投資する。 *一般とは、公債 ^{*2} 、社債 ^{*3} 、その他債券 ^{*4} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年6回（隔月）	目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
欧州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり （適時ヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うものをいう。

*1 高格付債・・・国際投信投資顧問株式会社の定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいう。

*2 公債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

*3 社債・・・・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

*4 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）より確認してください。

④ ファンドの特色

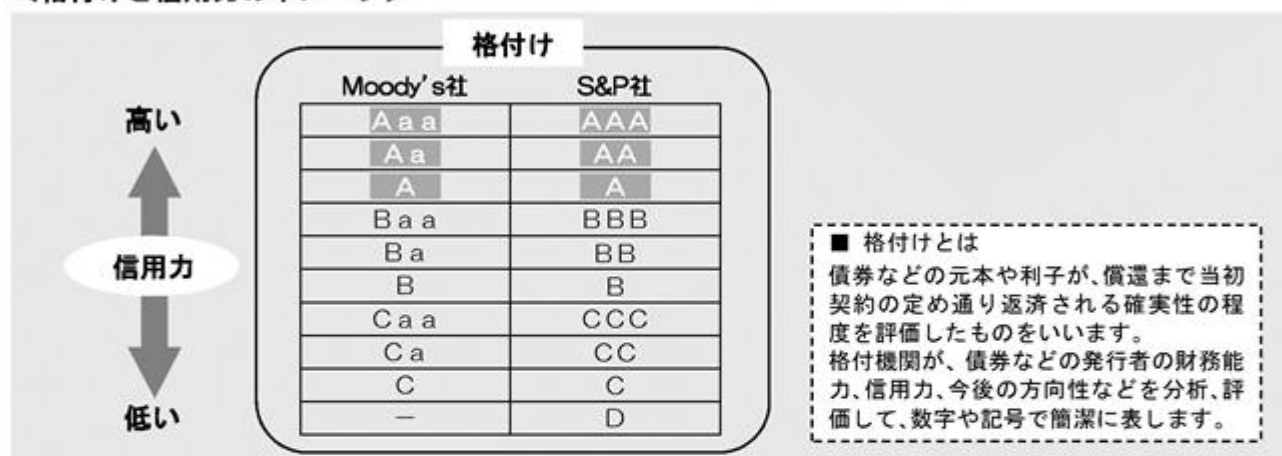
① EU加盟諸国の信用度の高い公社債に投資を行います。

- ソブリン債券*を中心に投資を行い、事業債等にも一部投資を行います。
- 原則として、A格以上の格付けを有する債券に投資を行います。

*【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。
また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

＜格付けと信用力のイメージ＞



＜現在の主要投資対象国および国債の格付け状況（2014年11月28日現在）＞

	Moody's社	S&P社		Moody's社	S&P社
ドイツ	A a a	AAA	フランス	A a 1	AA
ルクセンブルク	A a a	AAA	ベルギー	A a 3	AA
デンマーク	A a a	AAA	チェコ	A 1	AA
スウェーデン	A a a	AAA	スロバキア	A 2	A
フィンランド	A a a	AA+	ポーランド	A 2	A
オランダ	A a a	AA+	アイルランド	B a a 1	A—
オーストリア	A a a	AA+	スロベニア	B a 1	A—
イギリス	A a 1	AAA			

※上記の主要投資対象国は将来変更となる可能性があります。

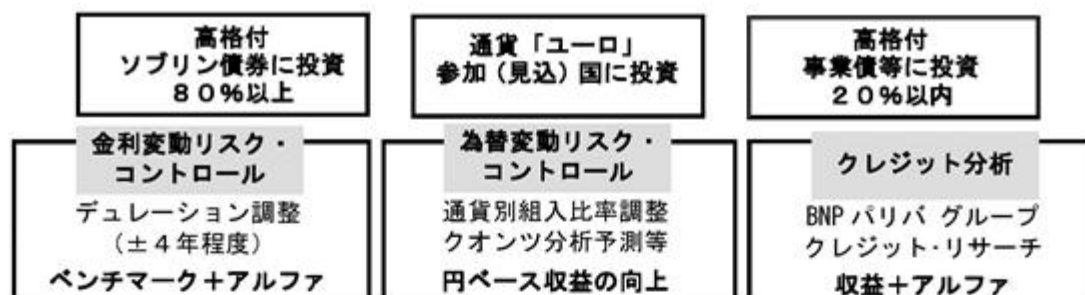
（出所）Bloomberg

※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。

※国債の格付け（自国通貨建長期債務格付け）は、①Moody's社の格付け順、②S&P社の格付け順に表記しています。

② ソブリン債券を中心とした公社債からの長期的に安定した利子収入の確保とともに、信託財産の成長を目指します。

- 金利・為替変動リスクのコントロール等により、投資収益の向上を目指します。



- 中長期的な金利・為替見通しに基づき、債券ポートフォリオの国別配分およびデュレーション*、通貨別組入比率を決定します。

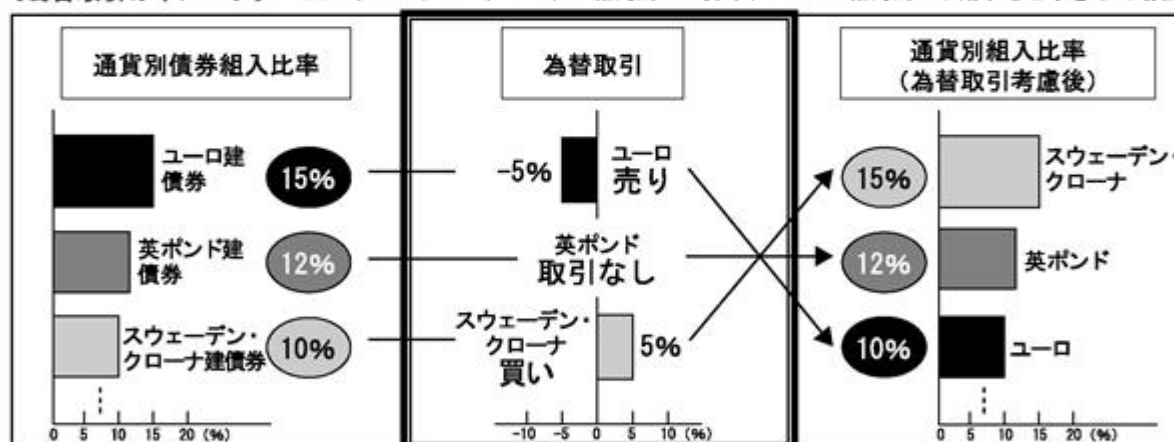
・デュレーションは、ベンチマークに対して±4年程度で調整を行い、ベンチマーク+アルファの追求をはかります。

*【デュレーション】

「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。例えば、デュレーションの値が「6」の債券は、金利が1%上昇（低下）すると債券価格がおおよそ6%下落（上昇）します。（他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。）一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。

- 通貨別組入比率の調整は、債券組入比率の調整によるほか、投資収益確保のため一部の通貨で為替取引（相対的に上昇する（強い）と予想される通貨を買い建て、相対的に下落する（弱い）と予想される通貨を売り建てる取引）を行う場合があります。また、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

＜為替取引のイメージ＞ ※スウェーデン・クローナが相対的に上昇し、ユーロが相対的に下落すると予想した場合



（注）上記は、為替取引を簡単に説明するために図表化したものであり、実際のポートフォリオとは異なります。

- シティ欧州世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

シティ欧州世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスで、1984年12月末を100とする欧州主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、数値化したものです。

ベンチマークを上回る投資成果をあげることを目指し運用を行います。これを保証するものではありません。

- BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社は、フランスに本拠を置くBNPパリバ グループの資産運用の日本における拠点として、有価証券等に関する投資顧問業務、証券投資信託における委託会社としての業務およびそれらに付帯する業務を行っています。

※資金動向や市況動向等によっては、①、②のような運用ができない場合があります。

③ 隔月に決算を行い、収益の分配を行います。

- 毎年1、3、5、7、9、11月の5日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- 収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

【収益分配方針】

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。）

＊ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託（ファンド）の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

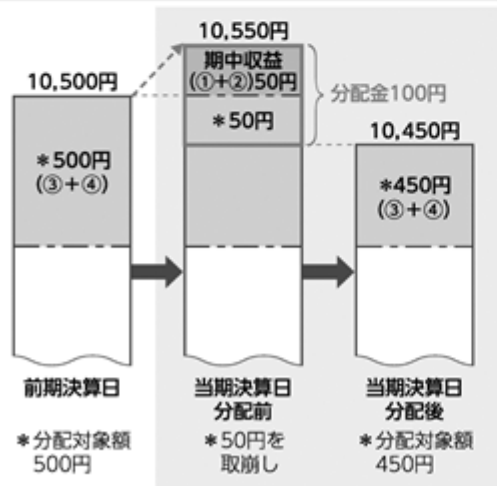
投資信託から分配金が支払われるイメージ



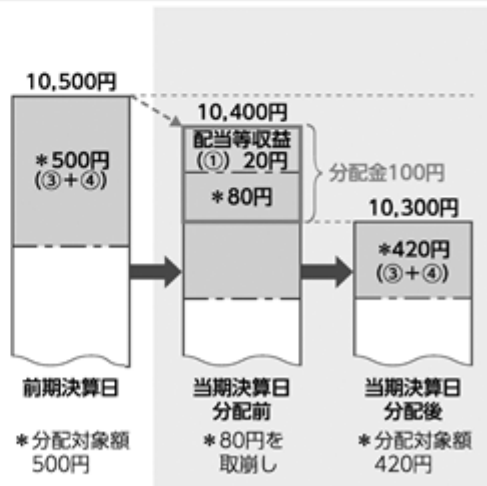
◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合（イメージ）



前期決算日から基準価額が下落した場合（イメージ）



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

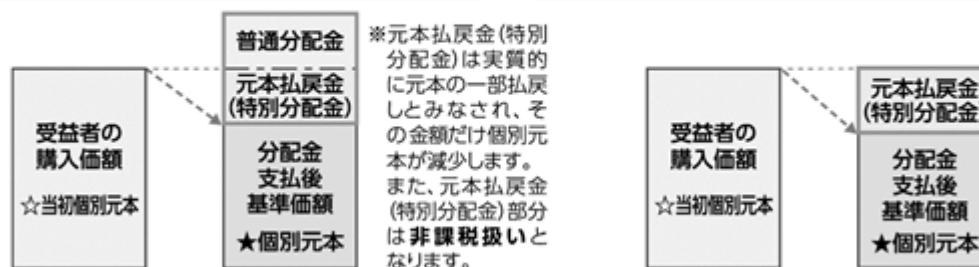
期中収益に該当する部分：①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後）
 期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆受益者のファンドの購入価額（個別元本）によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（２）【ファンドの沿革】

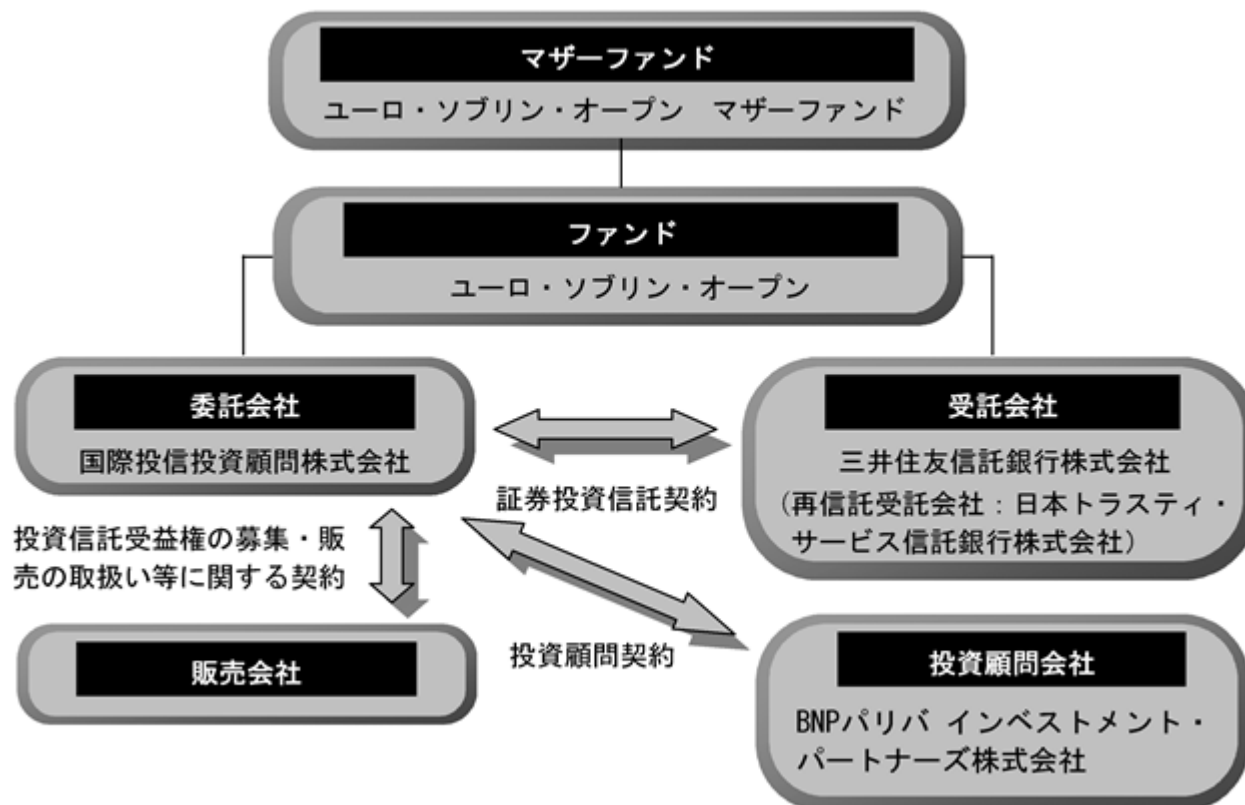
平成10年7月31日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成14年2月1日 ファミリーファンド方式へ移行

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）

ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。

b. 受託会社（三井住友信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

c. 投資顧問会社（BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）

信託財産の運用に係る助言および情報提供を行います。

d. 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約の概要

a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）

証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

b. 投資顧問契約（委託会社と投資顧問会社との契約）

信託財産の運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

② 運用の指図範囲（約款第13条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたユーロ・ソブリン・オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- a. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 外国または外国の者の発行する証券もしくは証書で、a. から f. までの証券または証書の性質を有するもの
- h. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- i. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- k. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- l. 外国の者に対する権利でk. の有価証券の性質を有するもの
- a. の証券または証書およびg. の証券または証書のうち、a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. からe. までの証券およびg. の証券または証書のうちb. からe. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲（約款第13条第2項）

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利でe. の権利の性質を有するもの

④ 特別な場合の金融商品による運用（約款第13条第3項）

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. から f. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

a. 先物取引等

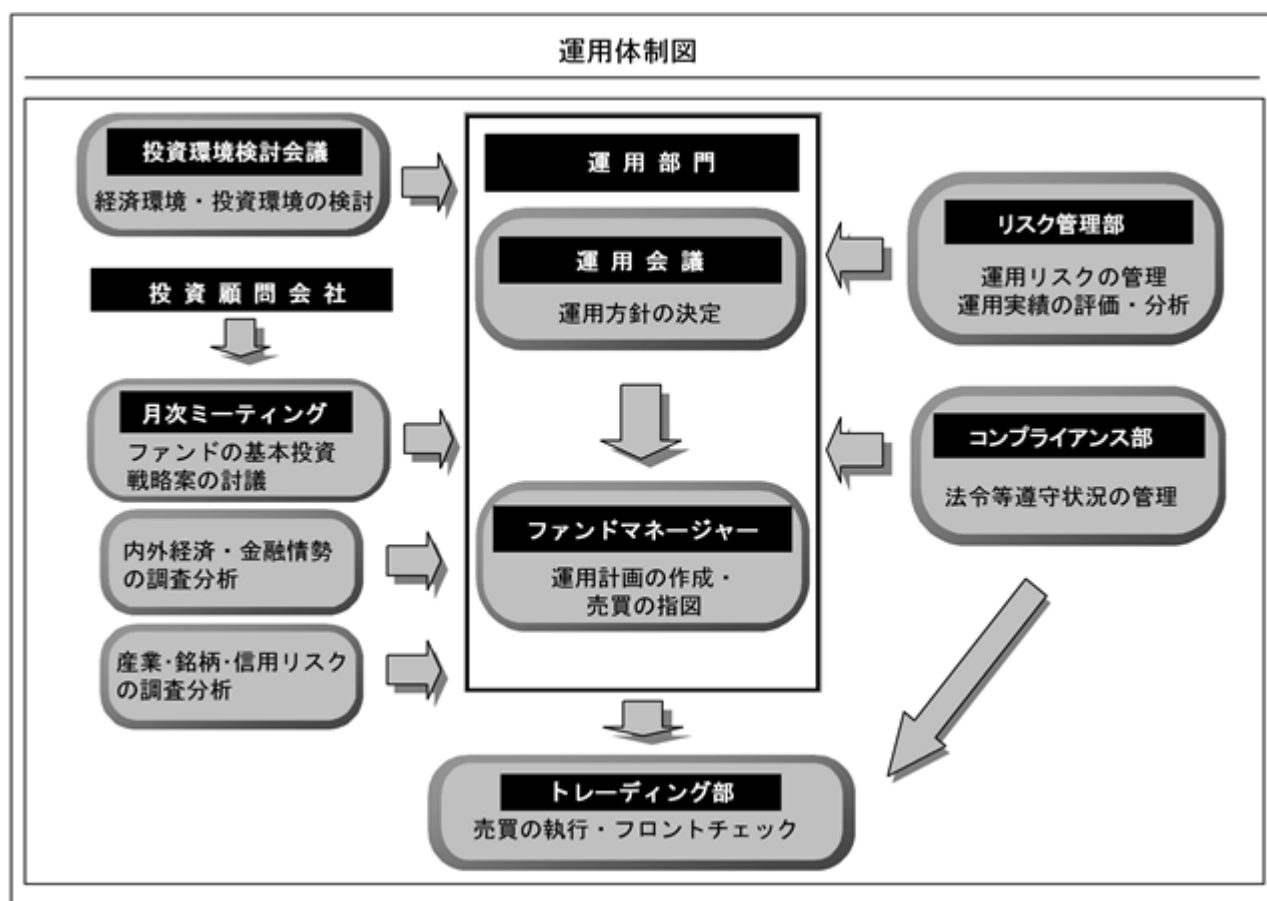
b. スワップ取引

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成26年11月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針等の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議にて運用方針が承認された後、運用計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



《参考》

ファンドの運用は、運用部門の債券運用部が担当し、ファンドマネージャー3名で運用を行い、トレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たっております。

- ② 運用体制に関する社内規則等は次の通りです。
委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。
- ③ 関係法人に関する管理体制は次の通りです。
委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。
また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。
- （注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

- ① 収益分配方針
毎年1、3、5、7、9、11月の5日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。
- a. 分配対象収益額の範囲
経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。
- b. 分配対象収益についての分配方針
委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）
- c. 留保益の運用方針
留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。
- ② 収益分配金の交付
収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
- ^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。
- ③ 収益の分配方式
- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- （a）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- （b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（５）【投資制限】

○信託約款に定める投資制限

① マザーファンドへの投資（約款 運用の基本方針 3. 投資制限(1)）

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

② 株式への投資（約款 運用の基本方針 3. 投資制限(2)）

株式への実質投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③ 外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 3. 投資制限(7)）

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

④ 株式への投資制限（約款第13条第4項および第5項）

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 投資する株式の範囲（約款第15条）

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資制限（約款第16条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第17条）

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下c.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑨ デリバティブ取引等に係る投資制限（約款第18条の2）

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑩ 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第19条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第21条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑬ 外国為替予約の指図（約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑭ 資金の借入れ（約款第30条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

① 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

② デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

《参考》マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

－運用の基本方針－

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

運用の基本的考え方

- EU加盟国の信用度の高い（A格以上）公社債を主要投資対象とします。原則として信託財産の純資産総額の80%以上をソブリン債（国債および政府保証債等）に投資します。
- 信託財産の純資産総額の20%を上限に、事業債等に投資を行うことがあります。
- ファンダメンタルズ分析・計量分析を基本とした金利・為替見通しに基づき、カントリー・アロケーション、デュレーション、通貨ポジションを決定します。
- 外貨建資産の為替変動に対しては、中長期的な為替予測に基づきリスク管理します。為替マネジメントはヘッジ目的および収益の確保を目指してアクティブに行います。

2. 投資対象

EU加盟国の信用度の高い（A格以上）公社債を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクならびに為替変動リスクの回避、および信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (2) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (5) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (6) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- (7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。
（主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。）

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

① 為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建およびその他欧州通貨建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している国の通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。また、ファンドは一部の通貨について為替取引を行うことがあり、その場合は為替取引後の通貨の変動の影響を受けることとなります。

② 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしている時には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

③ 信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

⑤ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑥ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑦ ベンチマークについての留意点

「シティ欧州世界国債インデックス（円ベース）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

⑧ その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

① トレーディング部

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

② コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③ リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

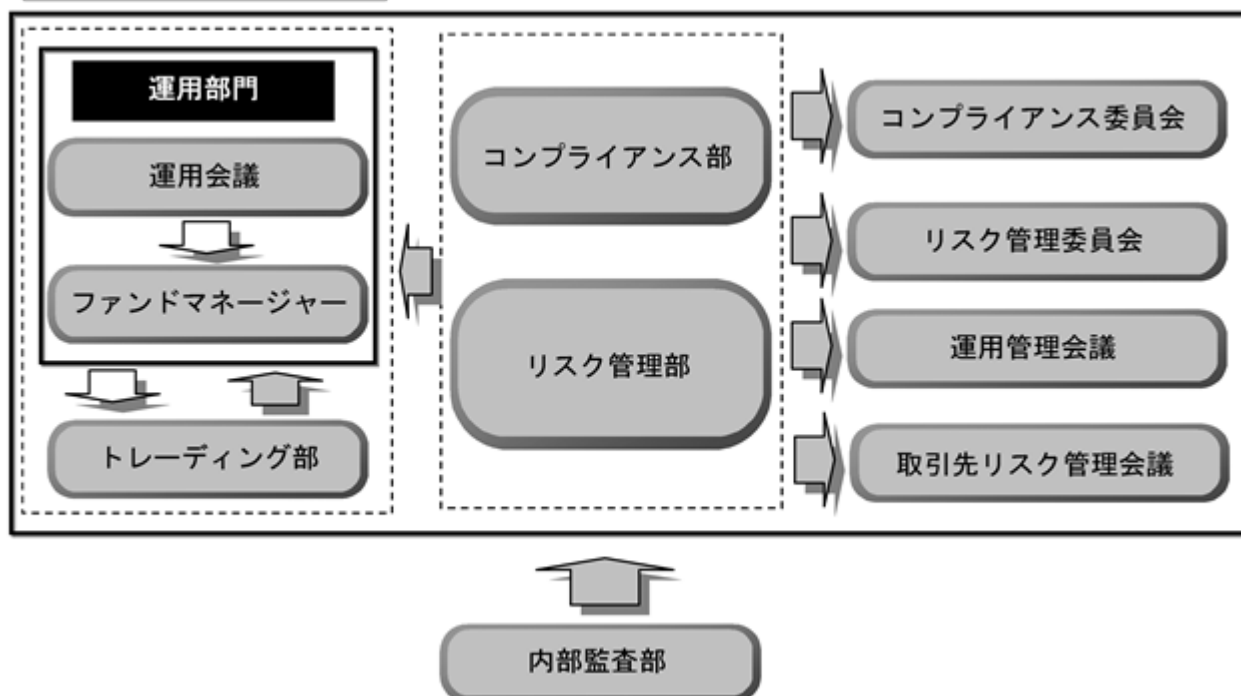
④ 内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- * コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図

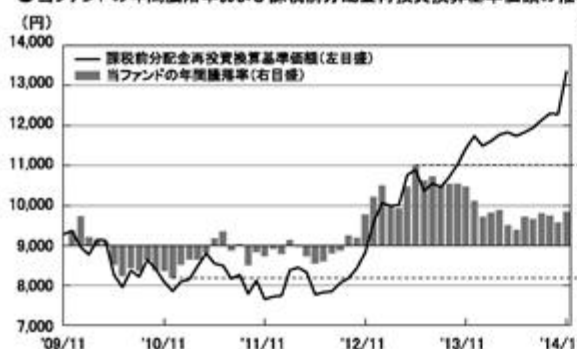


＊ 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

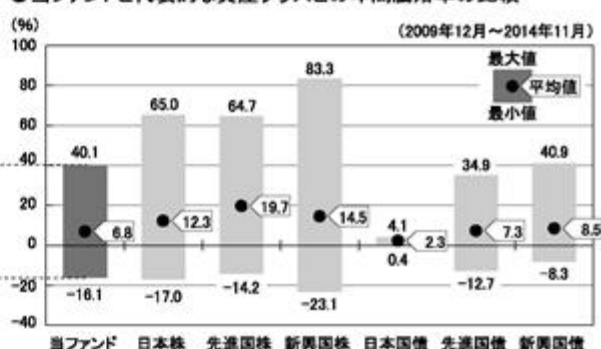
参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの年間騰落率について、定量的に比較できるようにするための参考情報として記載しています。

●当ファンドの年間騰落率および課税前分配金再投資換算基準価額の推移



●当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



(出所) Bloomberg

(注) 全ての代表的な資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に、各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※上記において年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

※当ファンドの年間騰落率は、課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記(右図)は、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2009年12月から2014年11月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

<代表的な資産クラスの指数>

日本株：TOPIX®配当込み指数、先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、円換算)、新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当込み、円換算)、日本国債：NOMURA-BPI国債、先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、新興国債：J.P. モルガンGBI-EMブロード(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースまたは国際投信投資顧問が円換算した指数を採用しています。各指数の詳細は後記「代表的な資産クラスの指数について」をご参照ください。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

●TOPIX®配当込み指数

TOPIX®配当込み指数は、東京証券取引所市場第一部に上場している全ての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象とした株価指数であり、配当を考慮して算出しています。TOPIX®配当込み指数は、(株)東京証券取引所およびそのグループ会社(以下、「東証等」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウは東証等が所有しています。なお、当ファンドは、東証等により提供、保証又は販売されるものではなく、東証等は、当ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

●MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、円換算)

●MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当込み、円換算)

MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、円換算)は、MSCIコクサイ・インデックス(税引き後配当込み、米ドルベース)を国際投信投資顧問が円換算したものであり、日本を除く世界主要先進国の大型・中型株式を対象とし、税引き後の配当を考慮した株価指数です(出所：MSCI)。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当込み、円換算)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引き後配当込み、米ドルベース)を国際投信投資顧問が円換算したものであり、世界主要新興国の大型・中型株式を対象とし、税引き後の配当を考慮した株価指数です(出所：MSCI)。

ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCIは何ら保証するものではありません。またその著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

●NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、日本で発行されている公算の固定利付国債を対象とした債券指数です。「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる国際投信投資顧問の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

●シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスで、1984年12月末を100とする日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

●J.P.モルガンGBI-EMブロード(円ベース)

J.P.モルガンGBI-EMブロード(円ベース)は、新興国政府が発行する現地通貨建て国債を対象とした債券指数です。情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

支払先	申込手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に対して、上限3.24%（税込）（上限3.00%（税抜））	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等

※ 上記は、販売会社により異なります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%が差引かれます。

（３）【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.134%（税抜1.050%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：

保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※ 上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬の平成26年11月末現在の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。（委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。）

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.650%～0.450%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成等
販売会社	0.350%～0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.050%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

委託会社および販売会社の配分は、純資産総額に応じて以下の通りとなります。

純資産総額に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分に対して	0.650%	0.350%	0.050%
500億円超1,000億円以下の部分に対して	0.550%	0.450%	
1,000億円超の部分に対して	0.450%	0.550%	

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】**① 信託事務の諸費用**

- a. 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b. 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.00432%（税抜0.00400%）以内の率）を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

③ 資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

④ その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

- ＊ 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託となります。

- ＊ 以下の内容は平成26年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ＊ 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- ＊ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

① 個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年 1月1日から 平成49年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ^{*1} (所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ^{*2} 20.315% ^{*1} (所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%)
	償還金			

＊1 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

＊2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

※1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

※2 配当控除の適用はありません。

- ※ 3 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成26年1月1日から平成49年12月31日までは源泉徴収15.315% [*] （所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

※ 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

※ 税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

ユーロ・ソブリン・オープン

(平成26年11月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,538,482,787	99.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	7,596,820	0.29
合計(純資産総額)		2,546,079,607	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ユーロ・ソブリン・オープン

(全銘柄)

(平成26年11月28日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド	1,054,187,204	2.2984	2,422,943,870	2.4080	2,538,482,787	99.70

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成26年11月28日現在)

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	99.70
合計		99.70

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

ユーロ・ソブリン・オープン

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ユーロ・ソブリン・オープン

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

ユーロ・ソブリン・オープン

平成26年11月28日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14特定期間（平成17年 5月 6日）	10,755	10,994	8,614	8,794
第15特定期間（平成17年11月 7日）	10,263	10,478	8,738	8,918
第16特定期間（平成18年 5月 8日）	9,403	9,606	8,597	8,777
第17特定期間（平成18年11月 6日）	9,094	9,280	9,136	9,316
第18特定期間（平成19年 5月 7日）	8,865	9,034	9,603	9,783
第19特定期間（平成19年11月 5日）	8,546	8,707	9,716	9,896
第20特定期間（平成20年 5月 7日）	7,101	7,247	9,261	9,441
第21特定期間（平成20年11月 5日）	5,229	5,362	7,315	7,495
第22特定期間（平成21年 5月 7日）	5,224	5,350	7,538	7,718
第23特定期間（平成21年11月 5日）	4,944	5,064	7,717	7,897
第24特定期間（平成22年 5月 6日）	4,045	4,152	6,972	7,152
第25特定期間（平成22年11月 5日）	3,596	3,695	6,655	6,835
第26特定期間（平成23年 5月 6日）	3,238	3,330	6,361	6,541
第27特定期間（平成23年11月 7日）	2,742	2,830	5,877	6,057
第28特定期間（平成24年 5月 7日）	2,376	2,454	5,728	5,908
第29特定期間（平成24年11月 5日）	2,297	2,370	5,768	5,948
第30特定期間（平成25年 5月 7日）	2,779	2,850	7,242	7,422
第31特定期間（平成25年11月 5日）	2,556	2,623	7,059	7,239
第32特定期間（平成26年 5月 7日）	2,561	2,623	7,491	7,671
第33特定期間（平成26年11月 5日）	2,456	2,500	7,915	8,055
平成25年11月末日	2,671	—	7,401	—
12月末日	2,668	—	7,597	—
平成26年 1月末日	2,570	—	7,382	—
2月末日	2,582	—	7,457	—
3月末日	2,592	—	7,500	—
4月末日	2,583	—	7,536	—
5月末日	2,539	—	7,422	—
6月末日	2,396	—	7,478	—
7月末日	2,398	—	7,510	—
8月末日	2,407	—	7,625	—
9月末日	2,406	—	7,680	—
10月末日	2,390	—	7,669	—
11月末日	2,546	—	8,285	—

(注)基準価額は１単位（１万口）当たりの純資産総額です。

②【分配の推移】

ユーロ・ソブリン・オープン

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第14特定期間	平成16年11月 6日～平成17年 5月 6日	180
第15特定期間	平成17年 5月 7日～平成17年11月 7日	180
第16特定期間	平成17年11月 8日～平成18年 5月 8日	180
第17特定期間	平成18年 5月 9日～平成18年11月 6日	180
第18特定期間	平成18年11月 7日～平成19年 5月 7日	180
第19特定期間	平成19年 5月 8日～平成19年11月 5日	180
第20特定期間	平成19年11月 6日～平成20年 5月 7日	180
第21特定期間	平成20年 5月 8日～平成20年11月 5日	180
第22特定期間	平成20年11月 6日～平成21年 5月 7日	180
第23特定期間	平成21年 5月 8日～平成21年11月 5日	180
第24特定期間	平成21年11月 6日～平成22年 5月 6日	180
第25特定期間	平成22年 5月 7日～平成22年11月 5日	180
第26特定期間	平成22年11月 6日～平成23年 5月 6日	180
第27特定期間	平成23年 5月 7日～平成23年11月 7日	180
第28特定期間	平成23年11月 8日～平成24年 5月 7日	180
第29特定期間	平成24年 5月 8日～平成24年11月 5日	180
第30特定期間	平成24年11月 6日～平成25年 5月 7日	180
第31特定期間	平成25年 5月 8日～平成25年11月 5日	180
第32特定期間	平成25年11月 6日～平成26年 5月 7日	180
第33特定期間	平成26年 5月 8日～平成26年11月 5日	140

③【収益率の推移】

ユーロ・ソブリン・オープン

期	計算期間	収益率（％）
第14特定期間	平成16年11月 6日～平成17年 5月 6日	2.9
第15特定期間	平成17年 5月 7日～平成17年11月 7日	3.5
第16特定期間	平成17年11月 8日～平成18年 5月 8日	0.4
第17特定期間	平成18年 5月 9日～平成18年11月 6日	8.4
第18特定期間	平成18年11月 7日～平成19年 5月 7日	7.1
第19特定期間	平成19年 5月 8日～平成19年11月 5日	3.1
第20特定期間	平成19年11月 6日～平成20年 5月 7日	△2.8
第21特定期間	平成20年 5月 8日～平成20年11月 5日	△19.1
第22特定期間	平成20年11月 6日～平成21年 5月 7日	5.5
第23特定期間	平成21年 5月 8日～平成21年11月 5日	4.8
第24特定期間	平成21年11月 6日～平成22年 5月 6日	△7.3
第25特定期間	平成22年 5月 7日～平成22年11月 5日	△2.0
第26特定期間	平成22年11月 6日～平成23年 5月 6日	△1.7
第27特定期間	平成23年 5月 7日～平成23年11月 7日	△4.8
第28特定期間	平成23年11月 8日～平成24年 5月 7日	0.5
第29特定期間	平成24年 5月 8日～平成24年11月 5日	3.8
第30特定期間	平成24年11月 6日～平成25年 5月 7日	28.7
第31特定期間	平成25年 5月 8日～平成25年11月 5日	△0.0
第32特定期間	平成25年11月 6日～平成26年 5月 7日	8.7
第33特定期間	平成26年 5月 8日～平成26年11月 5日	7.5

(注)収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

ユーロ・ソブリン・オープン

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第14特定期間	平成16年11月 6日～平成17年 5月 6日	138,725,134	2,396,805,960	12,486,998,356
第15特定期間	平成17年 5月 7日～平成17年11月 7日	136,564,741	877,651,741	11,745,911,356
第16特定期間	平成17年11月 8日～平成18年 5月 8日	143,663,579	951,049,256	10,938,525,679
第17特定期間	平成18年 5月 9日～平成18年11月 6日	88,552,547	1,071,735,662	9,955,342,564
第18特定期間	平成18年11月 7日～平成19年 5月 7日	78,230,219	801,010,556	9,232,562,227
第19特定期間	平成19年 5月 8日～平成19年11月 5日	118,765,292	554,792,347	8,796,535,172
第20特定期間	平成19年11月 6日～平成20年 5月 7日	64,104,660	1,192,827,201	7,667,812,631
第21特定期間	平成20年 5月 8日～平成20年11月 5日	69,419,349	588,385,094	7,148,846,886
第22特定期間	平成20年11月 6日～平成21年 5月 7日	78,328,247	296,140,247	6,931,034,886
第23特定期間	平成21年 5月 8日～平成21年11月 5日	73,423,081	597,247,114	6,407,210,853
第24特定期間	平成21年11月 6日～平成22年 5月 6日	74,489,173	679,957,365	5,801,742,661
第25特定期間	平成22年 5月 7日～平成22年11月 5日	78,916,342	476,546,780	5,404,112,223
第26特定期間	平成22年11月 6日～平成23年 5月 6日	78,412,769	392,168,568	5,090,356,424
第27特定期間	平成23年 5月 7日～平成23年11月 7日	75,554,381	499,226,516	4,666,684,289
第28特定期間	平成23年11月 8日～平成24年 5月 7日	77,131,678	594,650,828	4,149,165,139
第29特定期間	平成24年 5月 8日～平成24年11月 5日	81,126,734	246,577,852	3,983,714,021
第30特定期間	平成24年11月 6日～平成25年 5月 7日	70,922,488	216,223,853	3,838,412,656
第31特定期間	平成25年 5月 8日～平成25年11月 5日	52,089,685	268,257,626	3,622,244,715
第32特定期間	平成25年11月 6日～平成26年 5月 7日	44,396,775	247,206,444	3,419,435,046
第33特定期間	平成26年 5月 8日～平成26年11月 5日	33,066,852	348,720,149	3,103,781,749

（参考）マザーファンド

（１）投資状況

ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド

（平成26年11月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ドイツ	64,893,120	2.48
	フランス	352,498,000	13.52
	オランダ	48,953,568	1.87
	ベルギー	259,848,848	9.96
	オーストリア	18,084,256	0.69
	フィンランド	26,444,112	1.01
	アイルランド	417,237,884	16.00
	イギリス	418,065,786	16.04
	スウェーデン	1,671,671	0.06
	ポーランド	174,469,328	6.69
	小計	1,782,166,573	68.37
特殊債券	国際機関	389,174,366	14.93
社債券	フランス	45,720,614	1.75
	オランダ	48,838,752	1.87
	アイルランド	66,140,493	2.53
	イギリス	177,267,808	6.80
	スウェーデン	40,420,384	1.55
	小計	378,388,051	14.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	56,663,836	2.17
合計(純資産総額)		2,606,392,826	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

（平成26年11月28日現在）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	35,080,000	1.34
	売建	—	36,780,000	△1.41

（注１）時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注２）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド

(評価額上位30銘柄)

(平成26年11月28日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND '290425	740,000	22,004.19	162,831,021	22,462.72	166,224,128	5.5	2029/4/25	6.37
2	イギリス	国債証券	UK TREASURY '421207	650,000	24,279.42	157,816,267	25,404.14	165,126,971	4.5	2042/12/7	6.33
3	国際機関	特殊債券	EUROPEAN UNION '271104	900,000	16,766.96	150,902,669	17,019.26	153,173,376	2.5	2027/11/4	5.87
4	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT BOND '191025	3,700,000	4,096.23	151,560,816	4,094.28	151,488,656	5.5	2019/10/25	5.81
5	国際機関	特殊債券	EFSF '240219	900,000	16,280.31	146,522,879	16,434.58	147,911,270	2.125	2024/2/19	5.67
6	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND '251025	600,000	21,852.57	131,115,456	22,147.71	132,886,272	6	2025/10/25	5.09
7	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '240622	700,000	16,718.97	117,032,832	16,949.34	118,645,408	2.6	2024/6/22	4.55
8	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT '190618	650,000	17,266.56	112,232,640	17,360.03	112,840,208	4.4	2019/6/18	4.32
9	イギリス	社債券	BARCLAYS BK PLC '210224	700,000	15,682.09	109,774,694	15,793.82	110,556,768	2.125	2021/2/24	4.24
10	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT '250313	440,000	19,417.15	85,435,469	20,033.92	88,149,248	5.4	2025/3/13	3.38
11	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT '300515	540,000	14,963.71	80,804,055	15,300.70	82,623,801	2.4	2030/5/15	3.17
12	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT '200418	460,000	17,584.51	80,888,755	17,772.19	81,752,083	4.5	2020/4/18	3.13
13	国際機関	特殊債券	EUROPEAN INVT BK '281207	300,000	25,365.14	76,095,438	26,102.49	78,307,482	6	2028/12/7	3.00
14	イギリス	国債証券	UK TREASURY '160907	370,000	19,702.23	72,898,282	19,720.81	72,967,002	4	2016/9/7	2.79
15	イギリス	国債証券	UK TREASURY '301207	280,000	23,739.26	66,469,944	24,570.22	68,796,621	4.75	2030/12/7	2.63
16	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '350328	300,000	22,132.99	66,398,976	22,738.72	68,216,160	5	2035/3/28	2.61
17	イギリス	社債券	HSBC BANK PLC '181024	400,000	16,694.68	66,778,752	16,677.76	66,711,040	3.875	2018/10/24	2.55
18	アイルランド	社債券	GE CAP EUR FUND '230315	400,000	16,492.72	65,970,919	16,535.12	66,140,493	2.625	2023/3/15	2.53
19	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUB. '280704	300,000	21,379.32	64,137,984	21,631.04	64,893,120	4.75	2028/7/4	2.48
20	イギリス	国債証券	UK TREASURY '180307	300,000	20,923.04	62,769,125	21,037.63	63,112,911	5	2018/3/7	2.42
21	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT '240318	300,000	16,792.57	50,377,728	17,290.84	51,872,544	3.4	2024/3/18	1.99
22	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT. '240715	300,000	16,137.53	48,412,608	16,317.85	48,953,568	2	2024/7/15	1.87
23	オランダ	社債券	SIEMENS FINAN '170220	300,000	16,325.36	48,976,089	16,279.58	48,838,752	5.125	2017/2/20	1.87

24	イギリス	国債証券	UK TREASURY '230907	250,000	18,771.73	46,929,328	19,224.91	48,062,281	2.25	2023/9/7	1.84
25	フランス	社債券	GDF SUEZ '200519	300,000	15,205.31	45,615,955	15,240.20	45,720,614	1.375	2020/5/19	1.75
26	スウェーデン	社債券	TELIASONERA AB '170307	250,000	16,204.95	40,512,384	16,168.15	40,420,384	4.75	2017/3/7	1.55
27	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '260328	200,000	19,596.73	39,193,472	19,893.34	39,786,688	4.5	2026/3/28	1.52
28	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND '321025	150,000	23,484.28	35,226,432	24,039.96	36,059,952	5.75	2032/10/25	1.38
29	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM '280328	150,000	21,758.36	32,637,552	22,133.72	33,200,592	5.5	2028/3/28	1.27
30	フィンランド	国債証券	FINLAND GOVT BOND'210415	150,000	17,552.86	26,329,296	17,629.40	26,444,112	3.5	2021/4/15	1.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

種類別投資比率

（平成26年11月28日現在）

種類	国内／外国	投資比率（％）
国債証券	外国	68.37
特殊債券	外国	14.93
社債券	外国	14.51
合計		97.82

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

②投資不動産物件

ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド

（平成26年11月28日現在）

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ポーランド・ズロチ	買建	1,000,000.00	34,025,000	35,080,000	1.34
	ユーロ	売建	250,000.00	36,956,250	36,780,000	△1.41

（注1）時価の算定方法

為替予約取引

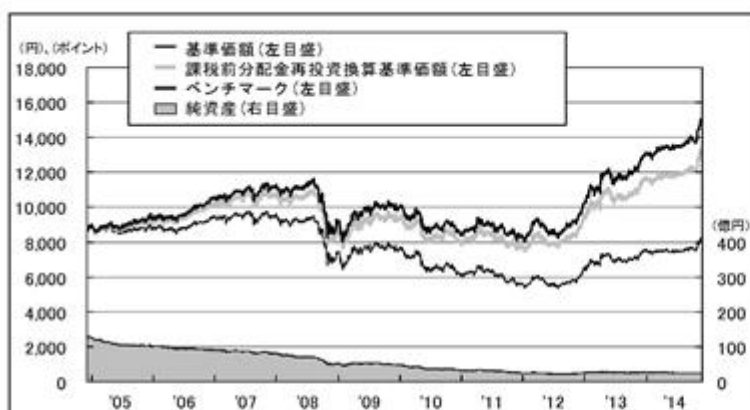
原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考情報) 運用実績

2014年11月28日現在

● 基準価額・純資産の推移（過去10年間）



※基準価額、課税前分配金再投資換算基準価額およびベンチマークは2004年11月末を起点として表示。

※課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

※ベンチマークはシティ欧州世界国債インデックス（円ベース）（出所：Bloomberg）のデータに基づき、2004年11月末の基準価額と等しくして国際投信投資顧問が指数化し計算したものです。ベンチマークは基準価額との関連を考慮して、期日の前営業日の値を用いています。また、当ファンドとは為替評価時点に差がありますので、ご注意ください。

● 分配の推移（1万口当たり、課税前）

2014年11月	50円
2014年 9月	50円
2014年 7月	40円
2014年 5月	60円
2014年 3月	60円
直近1年間累計	320円
設定来累計	5,745円

● 基準価額・純資産

項目	金額
基準価額	8,285円
ベンチマーク	15,086ポイント
純資産	25.4億円

注記事項

・当ファンドはシティ欧州世界国債インデックス（円ベース）をベンチマークとします。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。
ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

主要な資産の状況

※比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未収利息等を含みます。)であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。

主要な組入銘柄(評価額上位)

	国/地域	種 類	銘柄名	通 貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND	ユーロ	5.500	2029年 4月25日	6.5
2	イギリス	国債証券	UK TREASURY	英ポンド	4.500	2042年12月 7日	6.4
3	国際機関	特殊債券	EUROPEAN UNION	ユーロ	2.500	2027年11月 4日	5.9
4	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT BOND	ポーランド・ズロチ	5.500	2019年10月25日	5.8
5	国際機関	特殊債券	EFSF	ユーロ	2.125	2024年 2月19日	5.7
6	フランス	国債証券	FRN GOVT. BOND	ユーロ	6.000	2025年10月25日	5.1
7	ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	ユーロ	2.600	2024年 6月22日	4.6
8	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT	ユーロ	4.400	2019年 6月18日	4.4
9	イギリス	社債券	BARCLAYS BK PLC	ユーロ	2.125	2021年 2月24日	4.3
10	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT	ユーロ	5.400	2025年 3月13日	3.5

国/地域別組入比率

国/地域	比率(%)
ドイツ	2.6
フランス	15.4
ユーロ圏他諸国	46.1
英国	26.2
スウェーデン	2.0
ポーランド	6.7
現金等	1.0
合 計	100.0

(注) 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

通貨別組入比率(為替取引考慮後)

通貨	比率(%)
ユーロ	71.1
英ポンド	19.4
ポーランド・ズロチ	8.1
スウェーデン・クローナ	0.5
円	1.0
合 計	100.0

ポートフォリオの特性値

	当ファンド	ベンチマーク
平均終利 ^{*1}	1.3%	—
平均直利 ^{*2}	3.2%	—
デュレーション	8.3	7.3

(出所) Bloomberg

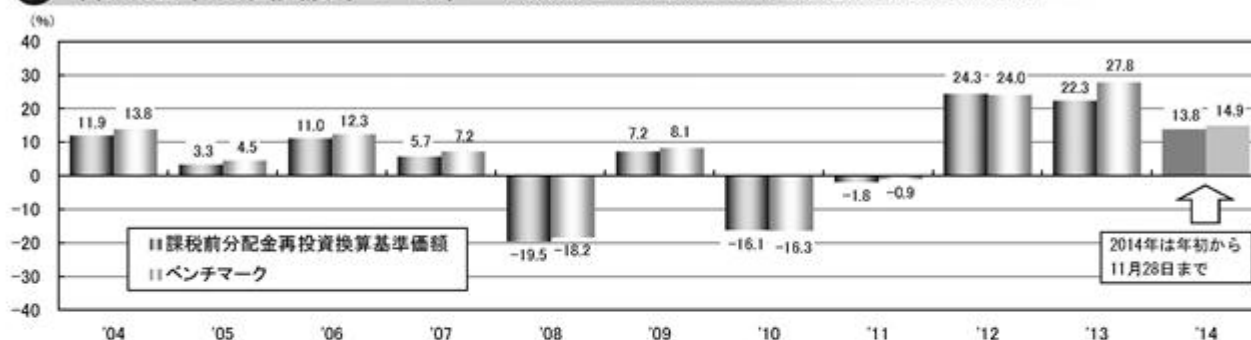
*1【平均終利(複利最終利回り)】 償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)をいいます。

*2【平均直利(直接利回り)】 利子収入部分にのみ着目した利回り。債券価格に対する利子の割合(年率)をいいます。

※ 当ファンドのデュレーションは、当ファンドが実質的に保有する各債券のデュレーションを加重平均したものです。

年間収益率の推移(暦年ベース)

※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



※課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

注記事項

- ・当ファンドはシティ欧州世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。
- ・ベンチマークは基準価額との関連を考慮して、期日の前営業日の値を用いています。また、当ファンドとは為替評価時点に差がありますので、ご注意ください。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、当ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- ・ 次に該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
 - ・ ロンドンの銀行の休業日
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

※ 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）

ただし、収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口単位とします。

申込単位の照会先は販売会社となります。

(2) 申込手数料

手数料率：上限3.24%（税抜3.00%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- ※ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

- ・ 申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
 - ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消することがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
 - ・ 販売会社によっては、買取りを取扱う場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。
- ※ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- (1) 解約単位
1口単位（当初元本1口＝1円）
- (2) 解約価額
解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
- (3) 解約手数料
かかりません。
- (4) 信託財産留保額
解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
- (5) 支払日
解約代金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。ただし、解約の受付日の翌営業日から支払日までの間に申込不可日がある場合は、支払日は解約の受付日から起算して6営業日目以降となります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

＊ 基準価額＝純資産総額÷受益権総口数

② ファンドの主な投資対象の評価方法

a. マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

（a）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（b）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

（c）価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

③ 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

④ 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成10年7月31日以降、無期限とします。

(4) 【計算期間】

毎年1月6日から3月5日まで、3月6日から5月5日まで、5月6日から7月5日まで、7月6日から9月5日まで、9月6日から11月5日まで、11月6日から翌年1月5日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5) 【その他】

① ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. から f. までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1ヵ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d. 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a. から e. までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 関係法人との契約の更改

- a. 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「投資顧問契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上的事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。

b. 委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年5月および11月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成します。

交付運用報告書は、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）については委託会社のホームページに掲載します。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、当該受益者にこれを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して5営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、解約の受付日の翌営業日から支払日までの間に申込不可日がある場合は、支払日は解約の受付日から起算して6営業日目以降となります。

なお、申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33特定期間（平成26年 5月 8日から平成26年11月 5日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【ユーロ・ソブリン・オープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第32特定期間末 (平成26年 5 月 7 日現在)	第33特定期間末 (平成26年11月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,950,525	37,140,904
親投資信託受益証券	2,553,857,001	2,449,351,458
未収利息	35	153
流動資産合計	2,587,807,561	2,486,492,515
資産合計	2,587,807,561	2,486,492,515
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	20,516,610	15,518,908
未払解約金	711,546	9,761,646
未払受託者報酬	238,324	215,339
未払委託者報酬	4,766,464	4,306,695
その他未払費用	19,046	17,208
流動負債合計	26,251,990	29,819,796
負債合計	26,251,990	29,819,796
純資産の部		
元本等		
元本	3,419,435,046	3,103,781,749
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△857,879,475	△647,109,030
（分配準備積立金）	421,959,933	370,144,453
元本等合計	2,561,555,571	2,456,672,719
純資産合計	2,561,555,571	2,456,672,719
負債純資産合計	2,587,807,561	2,486,492,515

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第32特定期間 自 平成25年11月 6日 至 平成26年 5月 7日	第33特定期間 自 平成26年 5月 8日 至 平成26年11月 5日
営業収益		
受取利息	3,040	2,417
有価証券売買等損益	232,448,603	189,186,143
営業収益合計	232,451,643	189,188,560
営業費用		
受託者報酬	688,524	654,521
委託者報酬	13,770,392	13,090,333
その他費用	55,022	52,297
営業費用合計	14,513,938	13,797,151
営業利益又は営業損失（△）	217,937,705	175,391,409
経常利益又は経常損失（△）	217,937,705	175,391,409
当期純利益又は当期純損失（△）	217,937,705	175,391,409
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,016,831	442,939
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,065,468,346	△857,879,475
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,048,661	88,200,382
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,048,661	88,200,382
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,051,183	8,287,442
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,051,183	8,287,442
分配金	62,329,481	44,090,965
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△857,879,475	△647,109,030

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第33特定期間 自 平成26年 5月 8日 至 平成26年11月 5日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの特定期間は、前期末が休日のため、平成26年 5月 8日から平成26年11月 5日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第32特定期間末 （平成26年 5月 7日現在）	第33特定期間末 （平成26年11月 5日現在）
1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,419,435,046口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,103,781,749口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 857,879,475円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 647,109,030円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.7491円 （1万口当たりの純資産額）（7,491円）	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.7915円 （1万口当たりの純資産額）（7,915円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第32特定期間 自 平成25年11月 6日 至 平成26年 5月 7日	第33特定期間 自 平成26年 5月 8日 至 平成26年11月 5日																																																												
分配金の計算過程 第92計算期 平成25年11月 6日 平成26年 1月 6日 計算期末における分配対象金額583,342,082円(1万口当たり1,663.72円)のうち、21,037,261円(1万口当たり60.00円)を分配金額としております。	分配金の計算過程 第95計算期 平成26年 5月 8日 平成26年 7月 7日 計算期末における分配対象金額504,669,558円(1万口当たり1,576.53円)のうち、12,804,458円(1万口当たり40.00円)を分配金額としております。																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>13,750,601円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>114,934,725円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>454,656,756円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>583,342,082円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,506,210,296口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>1,663.72円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>60.00円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>21,037,261円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	13,750,601円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	114,934,725円	分配準備積立金額	D	454,656,756円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	583,342,082円	当ファンドの期末残存口数	F	3,506,210,296口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,663.72円	1万口当たり分配金額	H	60.00円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	21,037,261円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,714,771円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>102,955,447円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>393,999,340円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>504,669,558円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,201,114,690口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>1,576.53円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>40.00円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>12,804,458円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,714,771円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	102,955,447円	分配準備積立金額	D	393,999,340円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	504,669,558円	当ファンドの期末残存口数	F	3,201,114,690口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,576.53円	1万口当たり分配金額	H	40.00円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,804,458円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	13,750,601円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	114,934,725円																																																											
分配準備積立金額	D	454,656,756円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	583,342,082円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,506,210,296口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,663.72円																																																											
1万口当たり分配金額	H	60.00円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	21,037,261円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	7,714,771円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	102,955,447円																																																											
分配準備積立金額	D	393,999,340円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	504,669,558円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,201,114,690口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,576.53円																																																											
1万口当たり分配金額	H	40.00円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,804,458円																																																											
第93計算期 平成26年 1月 7日 平成26年 3月 5日 計算期末における分配対象金額565,783,465円(1万口当たり1,633.96円)のうち、20,775,610円(1万口当たり60.00円)を分配金額としております。	第96計算期 平成26年 7月 8日 平成26年 9月 5日 計算期末における分配対象金額494,336,729円(1万口当たり1,567.55円)のうち、15,767,599円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>10,328,365円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,328,365円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,652,557円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,652,557円																																																
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	10,328,365円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	9,652,557円																																																											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	112,825,763円
分配準備積立金額	D	442,629,337円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	565,783,465円
当ファンドの期末残存口数	F	3,462,601,689口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,633.96円
1万口当たり分配金額	H	60.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	20,775,610円

第94計算期

平成26年 3月 6日

平成26年 5月 7日

計算期末における分配対象金額550,806,639円(1万口当たり1,610.79円)のうち、20,516,610円(1万口当たり60.00円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,455,077円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	110,723,701円
分配準備積立金額	D	427,627,861円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	550,806,639円
当ファンドの期末残存口数	F	3,419,435,046口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,610.79円
1万口当たり分配金額	H	60.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	20,516,610円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	100,933,373円
分配準備積立金額	D	383,750,799円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	494,336,729円
当ファンドの期末残存口数	F	3,153,519,946口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,567.55円
1万口当たり分配金額	H	50.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	15,767,599円

第97計算期

平成26年 9月 6日

平成26年11月 5日

計算期末における分配対象金額482,582,216円(1万口当たり1,554.81円)のうち、15,518,908円(1万口当たり50.00円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,422,001円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	98,781,124円
分配準備積立金額	D	372,379,091円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	482,582,216円
当ファンドの期末残存口数	F	3,103,781,749口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,554.81円
1万口当たり分配金額	H	50.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	15,518,908円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

第32特定期間 自 平成25年11月 6日 至 平成26年 5月 7日	第33特定期間 自 平成26年 5月 8日 至 平成26年11月 5日
(1)金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなど）、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 (3)金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(1)金融商品に対する取組方針 同左 (2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 (3)金融商品に係るリスク管理体制 同左 ①市場リスクの管理 同左 ②信用リスクの管理 同左 ③流動性リスクの管理 同左 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第32特定期間末 (平成26年 5月 7日現在)	第33特定期間末 (平成26年11月 5日現在)
(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあり ません。	(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(2)時価の算定方法 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載 しております。	(2)時価の算定方法 有価証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第32特定期間末 (平成26年 5月 7日現在)	第33特定期間末 (平成26年11月 5日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	49,940,321	144,691,209
合計	49,940,321	144,691,209

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第32特定期間 自 平成25年11月 6日 至 平成26年 5月 7日	第33特定期間 自 平成26年 5月 8日 至 平成26年11月 5日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第33特定期間 自 平成26年 5月 8日 至 平成26年11月 5日
該当事項はありません。

（元本の増減）

第32特定期間末 (平成26年 5月 7日現在)	第33特定期間末 (平成26年11月 5日現在)
期首元本額 3,622,244,715円	期首元本額 3,419,435,046円
期中追加設定元本額 44,396,775円	期中追加設定元本額 33,066,852円
期中一部解約元本額 247,206,444円	期中一部解約元本額 348,720,149円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式（平成26年11月 5日現在）

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券（平成26年11月 5日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ユーロ・ソブリン・オープン マ ザーファンド	1,065,630,393	2,449,351,458	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.7%	1,065,630,393	2,449,351,458 100.0%	
	合計			2,449,351,458	

（注1）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

	（平成26年11月 5日現在）	
	金 額（円）	
資産の部		
流動資産		
預金		3,210,300
コール・ローン		33,848,287
国債証券		1,573,970,168
特殊債券		508,571,036
社債券		362,708,383
派生商品評価勘定		8,889,300
未収利息		23,150,152
前払費用		9,478,631
差入委託証拠金		14,813
流動資産合計		2,523,841,070
資産合計		2,523,841,070
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		7,545,895
流動負債合計		7,545,895
負債合計		7,545,895
純資産の部		
元本等		
元本		1,094,733,121
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）		1,421,562,054
元本等合計		2,516,295,175
純資産合計		2,516,295,175
負債純資産合計		2,523,841,070

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成26年 5月 8日 至 平成26年11月 5日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)国債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2)為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への 換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における 計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

(平成26年11月 5日現在)	
1. 元本の欠損	—円
2. 期末における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	2,2985円
(1万口当たりの純資産額)	(22,985円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

自 平成26年 5月 8日 至 平成26年11月 5日	
(1)金融商品に対する取組方針	当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなど）、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 また、当親投資信託は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクを有しております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2)金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。
①市場リスクの管理	市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。
②信用リスクの管理	信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。
③流動性リスクの管理	流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(平成26年11月 5日現在)	
(1)貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
(2)時価の算定方法	
有価証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
派生商品評価勘定	「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成26年11月 5日現在）

取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	191,051,700	—	199,941,000	8,889,300
	イギリス・ポンド	191,051,700	—	199,941,000	8,889,300
	売建	192,181,105	—	199,727,000	△7,545,895
	ユーロ	192,181,105	—	199,727,000	△7,545,895
合計		383,232,805	—	399,668,000	1,343,405

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（その他の注記）

（平成26年11月 5日現在）	
1. 元本の増減	
期首元本額	1,241,050,564円
期中追加設定元本額	22,042,187円
期中一部解約元本額	168,359,630円
期末元本額	1,094,733,121円
2. 元本の内訳（※）	
ユーロ・ソブリン・オープン	1,065,630,393円
ユーロ・ソブリン・オープン VA（適格機関投資家専用）	29,102,728円

（※）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式（平成26年11月 5日現在）

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券（平成26年11月 5日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	AUSTRIA '220420	600,000.00	732,150.00	
		BELGIUM KINGDOM '200928	190,000.00	227,012.00	
		BELGIUM KINGDOM '240622	700,000.00	795,060.00	
		BELGIUM KINGDOM '260328	200,000.00	266,260.00	
		BELGIUM KINGDOM '280328	150,000.00	221,722.50	
		BELGIUM KINGDOM '350328	300,000.00	451,080.00	
		BUNDES REPUB. '280704	300,000.00	435,720.00	
		BUNDES REPUB. '310104	150,000.00	240,202.50	
		FINLAND GOVT BOND'210415	150,000.00	178,867.50	
		FRN GOVT. BOND '220425	200,000.00	233,430.00	
		FRN GOVT. BOND '221025	400,000.00	444,640.00	
		FRN GOVT. BOND '251025	600,000.00	890,730.00	
		FRN GOVT. BOND '290425	740,000.00	1,106,189.00	
		FRN GOVT. BOND '321025	150,000.00	239,310.00	
		FRN GOVT. BOND '450525	200,000.00	243,100.00	
		IRISH GOVT '190618	650,000.00	762,450.00	
		IRISH GOVT '200418	460,000.00	549,516.00	
		IRISH GOVT '240318	300,000.00	342,240.00	
		IRISH GOVT '250313	440,000.00	580,404.00	
		NETHERLANDS GOVT.'240715	300,000.00	328,890.00	
	小計	銘柄数：20	7,180,000.00	9,268,973.50 (1,322,497,138)	
		組入時価比率：52.6%		54.1%	
	イギリス・ポンド	UK TREASURY '160907	370,000.00	392,496.00	
		UK TREASURY '230907	250,000.00	252,675.00	
		UK TREASURY '421207	350,000.00	456,435.00	
	小計	銘柄数：3	970,000.00	1,101,606.00 (200,382,131)	
		組入時価比率：8.0%		8.2%	
	スウェーデン・クローナ	SWED GOVT. BOND '231113	100,000.00	103,731.00	
	小計	銘柄数：1	100,000.00	103,731.00 (1,597,457)	
		組入時価比率：0.1%		0.1%	
	ポーランド・ズロチ	POLAND GOVT BOND '151024	300,000.00	313,095.00	
		POLAND GOVT BOND '191025	700,000.00	814,905.00	
		POLAND GOVT BOND '231025	300,000.00	337,170.00	
	小計	銘柄数：3	1,300,000.00	1,465,170.00 (49,493,442)	
		組入時価比率：2.0%		2.0%	
	合計			1,573,970,168 (1,573,970,168)	
特殊債券	ユーロ	EFSF '240219	1,000,000.00	1,106,070.00	
		EUROPEAN UNION '271104	900,000.00	1,025,154.00	
		KFW '240611	800,000.00	844,688.00	

	小計	銘柄数：3 組入時価比率：16.9%	2,700,000.00	2,975,912.00 (424,603,124) 17.4%	
	イギリス・ポンド	EUROPEAN INVT BK '281207	300,000.00	409,710.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：3.0%	300,000.00	409,710.00 (74,526,249) 3.0%	
	スウェーデン・クローナ	EUROPEAN INVT BK '201201	500,000.00	613,095.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.4%	500,000.00	613,095.00 (9,441,663) 0.4%	
	合計			508,571,036 (508,571,036)	
社債券	ユーロ	BARCLAYS BK PLC '210224	700,000.00	745,752.00	
		GDF SUEZ '200519	300,000.00	309,891.00	
		GE CAP EUR FUND '170301	390,000.00	424,869.90	
		HSBC BANK PLC '181024	400,000.00	453,660.00	
		SIEMENS FINAN '170220	300,000.00	332,718.00	
		TELIASONERA AB '170307	250,000.00	275,220.00	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：14.4%	2,340,000.00	2,542,110.90 (362,708,383) 14.8%	
	合計			362,708,383 (362,708,383)	
合計				2,445,249,587 (2,445,249,587)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ユーロ・ソブリン・オープン

（平成26年11月28日現在）

I 資産総額	2,549,840,984円
II 負債総額	3,761,377円
III 純資産総額（I－II）	2,546,079,607円
IV 発行済数量	3,072,974,776口
V 1単位（1万口）当たり純資産額（III／IV）	8,285円

（参考）

純資産額計算書

ユーロ・ソブリン・オープン マザーファンド

（平成26年11月28日現在）

I 資産総額	2,776,682,868円
II 負債総額	170,290,042円
III 純資産総額（I－II）	2,606,392,826円
IV 発行済数量	1,082,369,711口
V 1単位（1万口）当たり純資産額（III／IV）	24,080円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

2 受益者等名簿

該当事項はありません。

3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成26年11月末現在：26億8千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

② 投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、ファンドの運用方針等を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議にて運用方針が承認された後、運用計画書を作成します。

この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類			本数（本）	純資産総額（百万円）
公募	株式投資信託	単位型	26	196,932
		追加型	188	2,813,259
	公社債投資信託	単位型	0	0
		追加型	3	722,668
私募	証券投資信託		12	30,664
合計			229	3,763,521

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表並びに第18期事業年度に係る中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第16期 (平成25年 3 月31日現在)		第17期 (平成26年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(資産の部)					
流動資産					
預金			1,113,625		3,954,210
有価証券			22,629,840		20,259,251
前払費用			70,206		72,804
未収委託者報酬			2,035,613		2,977,222
未収収益			291,256		232,197
繰延税金資産			312,646		275,970
その他			52,373		47,462
流動資産計			26,505,562		27,819,119
固定資産					
有形固定資産			545,163		568,996
建物	※ 1	225,325		211,289	
器具備品	※ 1	133,837		171,707	
土地		186,000		186,000	
無形固定資産			1,187,321		1,153,814
ソフトウェア		1,187,066		1,153,620	
その他		255		193	
投資その他の資産			62,969,324		62,409,350
投資有価証券		62,225,684		61,482,439	
従業員貸付金		7,075		4,095	
長期差入保証金		479,806		476,321	
繰延税金資産		94,324		195,987	
その他		233,233		321,307	
貸倒引当金		△70,800		△70,800	
固定資産計			64,701,809		64,132,161
資産合計			91,207,372		91,951,280

		第16期 (平成25年 3 月31日現在)		第17期 (平成26年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			40,477		45,997
未払金			909,876		1,556,991
未払収益分配金		1,003		977	
未払償還金		64,231		61,457	
未払手数料		805,515		1,253,078	
その他未払金		39,126		241,477	
未払費用			667,583		931,078
未払法人税等			1,914,256		1,743,743
賞与引当金			421,019		389,748
役員賞与引当金			60,000		51,500
流動負債計			4,013,213		4,719,058
固定負債					
時効後支払損引当金			843		1,622
退職給付引当金			574,934		600,694
役員退職慰労引当金			177,090		195,240
固定負債計			752,868		797,556
負債合計			4,766,081		5,516,615
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			82,474,853		82,965,637
その他利益剰余金		82,474,853		82,965,637	
繰越利益剰余金		82,474,853		82,965,637	
自己株式			△50,310		△50,310
株主資本合計			85,774,543		86,265,326
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			666,747		169,338
評価・換算差額等合計			666,747		169,338
純資産合計			86,441,290		86,434,665
負債・純資産合計			91,207,372		91,951,280

（２）【損益計算書】

		第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日		第17期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			33,537,852		36,005,743
投資顧問料			681,182		797,798
営業収益計			34,219,035		36,803,541
営業費用					
支払手数料			13,214,038		14,353,026
広告宣伝費			314,806		418,056
公告費			3,580		5,369
調査費			3,704,187		4,969,935
調査費		662,474		697,463	
委託調査費		3,041,712		4,272,471	
委託計算費			393,719		405,651
営業雑経費			652,259		673,061
通信費		109,548		120,866	
印刷費		504,000		519,008	
協会費		30,411		24,375	
諸会費		3,881		4,064	
諸経費		4,418		4,746	
営業費用計			18,282,591		20,825,101
一般管理費					
給料			3,336,898		3,358,976
役員報酬		212,725		222,474	
給与・手当		2,823,001		2,817,356	
賞与		301,171		319,145	
賞与引当金繰入			421,019		380,988
役員賞与引当金繰入			60,000		47,770
福利厚生費			454,574		519,682
交際費			40,778		35,169
旅費交通費			184,540		219,798
租税公課			98,000		95,459

		第16期 自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日		第17期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
不動産賃借料			592,927		592,877
退職給付費用			234,100		241,032
役員退職慰労引当金 繰入			93,220		45,980
固定資産減価償却費			678,955		587,330
諸経費			1,581,071		1,579,964
一般管理費計			7,776,086		7,705,029
営業利益			8,160,357		8,273,410
営業外収益					
受取配当金			3,091		9,501
有価証券利息			476,953		324,053
受取利息			574		727
投資有価証券売却益			2,615		134,549
時効成立分配金・償 還金			7,728		3,068
その他			35,252		46,594
営業外収益計			526,215		518,494
営業外費用					
その他			12,430		2,595
営業外費用計			12,430		2,595
経常利益			8,674,143		8,789,309
特別利益					
投資有価証券償還益	※ 1		—		226,404
投資有価証券売却益			—		121,800
特別利益計			—		348,204
特別損失					
投資有価証券評価減			18,250		42,622
固定資産除却損			9,200		—
特別損失計			27,450		42,622
税引前当期純利益			8,646,692		9,094,890
法人税、住民税 及び事業税			3,281,643		3,225,639
法人税等調整額			37,924		53,478
当期純利益			5,327,124		5,815,773

（３）【株主資本等変動計算書】

第16期（自 平成24年４月1日 至 平成25年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成24年４月１日残高	2,680,000	670,000	670,000	79,031,005	79,031,005
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△1,883,275	△1,883,275
当期純利益				5,327,124	5,327,124
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	3,443,848	3,443,848
平成25年３月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,474,853	82,474,853

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
平成24年４月１日残高	△48,261	82,332,743	261,991	82,594,735
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△1,883,275		△1,883,275
当期純利益		5,327,124		5,327,124
自己株式の取得	△2,049	△2,049		△2,049
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			404,755	404,755
事業年度中の変動額合計	△2,049	3,441,799	404,755	3,846,555
平成25年３月31日残高	△50,310	85,774,543	666,747	86,441,290

第17期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成25年4月1日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,474,853	82,474,853
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△5,324,989	△5,324,989
当期純利益				5,815,773	5,815,773
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	490,783	490,783
平成26年3月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,965,637	82,965,637

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
平成25年4月1日残高	△50,310	85,774,543	666,747	86,441,290
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△5,324,989		△5,324,989
当期純利益		5,815,773		5,815,773
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△497,409	△497,409
事業年度中の変動額合計	—	490,783	△497,409	△6,625
平成26年3月31日残高	△50,310	86,265,326	169,338	86,434,665

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

②時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
器具備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（未適用の会計基準等）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

（1）概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法（退職給付見込額の帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等）、並びに開示の拡充等について改正されました。

（2）適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用します。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。

（3）当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法について期間定額基準から給付算定式基準に変更することにより期首利益剰余金の額が62,427千円増加する見込みです。なお、勤務費用の計算方法が変更されることによる損益計算書に与える影響は軽微となる見込みです。

（貸借対照表関係）

第16期 （平成25年3月31日現在）	第17期 （平成26年3月31日現在）
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。
建物 535,307千円	建物 562,983千円
器具備品 542,022千円	器具備品 594,582千円

（損益計算書関係）

第16期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第17期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
	※ 1. 特別利益に記載の投資有価証券売却益は、過去に減損処理を行った投資信託の受益権を解約したことによるものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

I. 第16期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数 (単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	—	—	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数 (単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	10	0	—	10

(注) 増加は端株の買取りによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通 株式	1,883百万円	145,000円	平成24年3月31日	平成24年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成25年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

(決議)	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	5,324百万円	410,000円	平成25年3月31 日	平成25年6月26 日

II. 第17期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数 (単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	—	—	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数 (単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	10	—	—	10

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通 株式	5,324百万円	410,000円	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

当事業年度の配当は無配につき、該当事項はありません。

(リース取引関係)

第16期 (平成25年3月31日現在)	第17期 (平成26年3月31日現在)												
〈借主側〉 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>569,185千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>472,256千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,041,441千円</td></tr> </table>	1年内	569,185千円	1年超	472,256千円	合計	1,041,441千円	〈借主側〉 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>474,236千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>8,820千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>483,056千円</td></tr> </table>	1年内	474,236千円	1年超	8,820千円	合計	483,056千円
1年内	569,185千円												
1年超	472,256千円												
合計	1,041,441千円												
1年内	474,236千円												
1年超	8,820千円												
合計	483,056千円												

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

第16期（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,113,625	1,113,625	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	84,724,694	84,724,694	—
(3) 未収委託者報酬	2,035,613	2,035,613	—
資産計	87,873,934	87,873,934	—
(1) 未払手数料	805,515	805,515	—
(2) 未払法人税等	1,914,256	1,914,256	—
負債計	2,719,772	2,719,772	—

第17期（平成26年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,954,210	3,954,210	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	81,610,860	81,610,860	—
(3) 未収委託者報酬	2,977,222	2,977,222	—
資産計	88,542,293	88,542,293	—
(1) 未払手数料	1,253,078	1,253,078	—
(2) 未払法人税等	1,743,743	1,743,743	—
負債計	2,996,821	2,996,821	—

（注1）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第16期 （平成25年3月31日現在）	第17期 （平成26年3月31日現在）
非上場株式（*1）	130,830	130,830

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第16期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	1,113,625	—	—
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	16,000,000	25,500,000	—
(2) 社債	5,700,000	2,400,000	2,200,000
(3) その他	800,000	16,650,000	6,700,000
未収委託者報酬	2,035,613	—	—
合計	25,649,239	44,550,000	8,900,000

第17期（平成26年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
預金	3,954,210	—	—
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	11,700,000	20,300,000	12,000,000
(2) 社債	2,400,000	1,500,000	700,000
(3) その他	6,050,000	12,300,000	5,500,000
未収委託者報酬	2,977,222	—	—
合計	27,081,432	34,100,000	18,200,000

（有価証券関係）

I. 第16期（平成25年3月31日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	106,426	30,541	75,884
	(2) 債券			
	①国債	41,841,292	41,728,505	112,786
	②社債	7,668,879	7,642,169	26,709
	③その他	17,917,006	17,861,809	55,196
	(3) その他	6,254,812	5,588,927	665,884
	小計	73,788,415	72,851,953	936,461
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債	—	—	—
	②社債	2,789,789	2,790,586	△797
	③その他	6,418,718	6,425,967	△7,249
	(3) その他	1,727,772	1,788,790	△61,018
	小計	10,936,279	11,005,343	△69,064
合計		84,724,694	83,857,296	867,397

（注1）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて18,250千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	304,550	2,615	—
合計	304,550	2,615	—

Ⅱ. 第17期（平成26年3月31日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	131,964	30,541	101,422
	(2) 債券			
	①国債	39,577,933	39,511,949	65,983
	②社債	3,964,648	3,962,232	2,415
	③その他	17,508,558	17,489,629	18,928
	(3) その他	5,147,004	4,945,207	201,797
	小計	66,330,108	65,939,561	390,546
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債	4,612,544	4,613,998	△1,454
	②社債	702,338	702,452	△114
	③その他	6,411,894	6,419,144	△7,250
	(3) その他	3,553,976	3,684,180	△130,204
	小計	15,280,752	15,419,775	△139,023
合計		81,610,860	81,359,337	251,522

（注1）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて42,622千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると思われるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	1,393,219	256,349	—
合計	1,393,219	256,349	—

（デリバティブ取引関係）

第16期 （平成25年3月31日現在）	第17期 （平成26年3月31日現在）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第16期 (平成25年3月31日現在)	第17期 (平成26年3月31日現在)
繰延税金資産		
投資有価証券評価減	268,434千円	65,219千円
ゴルフ会員権評価減	50,925	50,925
賞与引当金	160,029	138,906
退職給付引当金	154,392	132,184
役員退職慰労引当金	63,114	69,583
時効後支払損引当金	300	578
事業税及び事業所税	138,818	119,223
減損損失	305,697	304,537
その他	116,724	120,008
繰延税金資産小計	1,258,438	1,001,167
評価性引当額	△650,291	△445,916
繰延税金資産合計	608,146	555,251
繰延税金負債		
未収配当金	525	1,107
その他有価証券評価差額金	200,650	82,184
繰延税金負債合計	201,175	83,292
差引：繰延税金資産の純額	406,971	471,958

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(退職給付関係)

I. 第16期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	△2,493,252千円
(2) 年金資産	1,738,225
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	△755,026
(4) 未認識数理計算上の差異	321,826
(5) 貸借対照表額純額(3)+(4)	△433,200
(6) 前払年金費用	141,733
(7) 退職給付引当金(5)-(6)	△574,934

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用	161,881千円
(2) 利息費用	38,028
(3) 期待運用収益	△25,145
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	25,203
(5) その他（注）	34,132
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	234,100

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間 配分方法	期間定額基準
(2) 割引率	0.69%
(3) 期待運用収益率	1.8%
(4) 数理計算上の差異の 処理年数	10年(各事業年度の発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数による定 額法により、発生した事業年度の翌期か ら費用処理することとしております。)

II. 第17期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び退職一時金制度（非積立型制度であります。）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,493,252千円
勤務費用	179,146
利息費用	17,203
数理計算上の差異の発生額	△80,171
退職給付の支払額	△129,844
退職給付債務の期末残高	2,479,586

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,738,225千円
期待運用収益	31,288
数理計算上の差異の発生額	114,900
事業主からの拠出額	214,074
退職給付の支払額	△75,507
年金資産の期末残高	2,022,980

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,821,243千円
年金資産	△2,022,980
	△201,737
非積立型制度の退職給付債務	658,343
未積立退職給付債務	456,605
未認識数理計算上の差異	△85,718
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,887
退職給付引当金	600,694
前払年金費用	△229,807
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,887

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	179,146千円
利息費用	17,203
期待運用収益	△31,288
数理計算上の差異の費用処理額	41,035
確定給付制度に係る退職給付費用	206,096

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	56.2%
株式	40.7%
短期金融資産	3.1%
合計	100.0%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.82%
長期期待運用収益率	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,935千円であります。

(セグメント情報等)

第16期
自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

〈セグメント情報〉

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〈関連情報〉

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〈報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〉

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〉

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〉

該当事項はありません。

第17期

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

〈セグメント情報〉

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〈関連情報〉

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〈報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〉

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〉

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〉

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

I. 第16期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券株式会社	東京都 千代田 区	405 億円	金融商 品取引 業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	2,483,692 千円	未払 手 料 数	236,330 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

II. 第17期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券株式会社	東京都 千代田 区	405 億円	金融商 品取引 業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 役員の兼任	投資信託 に係る事 務代行手 数料の支 払 (注1)	3,380,996 千円	未払 手 料 数	603,222 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、及び
ニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

第16期 自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日	第17期 自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日
１株当たり純資産額 6,655,586円29銭 １株当たり当期純利益 410,159円30銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 5,327,124千円 普通株式に係る当期純利益 5,327,124千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 —千円 普通株式の期中平均株式数 12,987株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	１株当たり純資産額 6,655,076円17銭 １株当たり当期純利益 447,788円11銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 5,815,773千円 普通株式に係る当期純利益 5,815,773千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 —千円 普通株式の期中平均株式数 12,987株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

（重要な後発事象）

当社は、平成26年６月25日開催の定時株主総会において、会社法第156条第１項の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

- （１）取得理由 経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策を実施するため
- （２）取得する株式の種類 普通株式
- （３）取得する株式の総数 4,300株（上限とする）
- （４）取得価額の総額 30,000,000千円（上限とする）
- （５）取得期間 本定時株主総会終結の日から１年間

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第18期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
(資産の部)			
流動資産			
預金			10,708,811
有価証券			13,937,361
前払費用			71,339
未収委託者報酬			3,070,180
繰延税金資産			251,063
未収収益			202,451
その他			2,731
流動資産合計			28,243,939
固定資産			
有形固定資産			574,109
建物	※ 1	202,132	
器具備品	※ 1	185,976	
土地		186,000	
無形固定資産			1,143,930
投資その他の資産			41,569,649
投資有価証券		40,677,132	
従業員貸付金		3,285	
長期差入保証金		476,198	
繰延税金資産		35,718	
その他		448,115	
貸倒引当金		△70,800	
固定資産合計			43,287,689
資産合計			71,531,629

		第18期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
(負債の部)			
流動負債			
預り金			5,447,736
未払金			1,807,976
未払収益分配金		857	
未払償還金		59,668	
未払手数料		1,337,975	
その他未払金		409,474	
未払費用			785,806
未払法人税等			1,365,229
賞与引当金			346,419
役員賞与引当金			25,460
流動負債合計			9,778,627
固定負債			
時効後支払損引当金			196
退職給付引当金			575,737
役員退職慰労引当金			151,650
固定負債合計			727,584
負債合計			10,506,212
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,680,000
資本剰余金			670,000
資本準備金		670,000	
利益剰余金			85,457,990
その他利益剰余金		85,457,990	
繰越利益剰余金		85,457,990	
自己株式			△28,103,053
株主資本合計			60,704,936
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			320,480
評価・換算差額等合計			320,480
純資産合計			61,025,417
負債・純資産合計			71,531,629

(2)中間損益計算書

		第18期中間会計期間 自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	
区分	注記 番号	金額（千円）	
営業収益			
委託者報酬			17,080,402
投資顧問料			297,445
営業収益計			17,377,847
営業費用・一般管理費			
営業費用			10,078,504
支払手数料		7,026,539	
その他営業費用		3,051,964	
一般管理費	※ 1		3,715,088
営業費用・一般管理費計			13,793,592
営業利益			3,584,255
営業外収益			
受取利息及び配当金		164,536	
時効成立分配金・償還金		1,967	
その他		19,934	
営業外収益計			186,439
営業外費用			
その他		2,464	
営業外費用計			2,464
経常利益			3,768,230
特別利益			
投資有価証券売却益		35,182	
特別利益計			35,182
特別損失			
投資有価証券売却損		1,097	
ゴルフ会員権評価減		8,300	
特別損失計			9,397
税引前中間純利益			3,794,015
法人税、住民税及び事業税			1,297,783
法人税等調整額			66,306
中間純利益			2,429,924

(3)中間株主資本等変動計算書

第18期（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成26年4月1日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,965,637	82,965,637
会計方針の変更による 累積的影響額				62,427	62,427
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,680,000	670,000	670,000	83,028,065	83,028,065
当中間期変動額					
剰余金の配当				—	—
中間純利益				2,429,924	2,429,924
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	—	2,429,924	2,429,924
平成26年9月30日残高	2,680,000	670,000	670,000	85,457,990	85,457,990

	株主資本		評価・換算 差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	
平成26年4月1日残高	△50,310	86,265,326	169,338	86,434,665
会計方針の変更による 累積的影響額		62,427		62,427
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△50,310	86,327,754	169,338	86,497,093
当中間期変動額				
剰余金の配当		—		—
中間純利益		2,429,924		2,429,924
自己株式の取得	△28,052,742	△28,052,742		△28,052,742
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			151,142	151,142
当中間期変動額合計	△28,052,742	△25,622,818	151,142	△25,471,675
平成26年9月30日残高	△28,103,053	60,704,936	320,480	61,025,417

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

①時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

②時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が24,255千円減少、前払年金費用が72,743千円増加し、利益剰余金が62,427千円増加しております。なお、前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めております。また、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物	575,346千円
器具備品	624,368千円
計	1,199,714千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

※1. 当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。

有形固定資産	42,684千円
無形固定資産	232,969千円
計	275,654千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	—	—	12,998

2. 自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数
自己株式 普通株式	10	4,207	—	4,217

(変動事由の概要)

自己株式の増加は平成26年6月25日付の定時株主総会決議に基づき、平成26年9月10日付で取得したものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	190,970千円
1年超	7,560千円
合計	198,530千円

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)参照）

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	10,708,811	10,708,811	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	54,483,663	54,483,663	—
(3) 未収委託者報酬	3,070,180	3,070,180	—
資産計	68,262,655	68,262,655	—
(1) 預り金	5,447,736	5,447,736	—
(2) 未払手数料	1,337,975	1,337,975	—
(3) 未払法人税等	1,365,229	1,365,229	—
負債計	8,150,941	8,150,941	—

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	130,830

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	124,950	30,541	94,408
	(2) 債券			
	①国債	26,300,796	26,265,037	35,758
	②社債	2,250,325	2,248,782	1,542
	③その他	12,528,903	12,519,618	9,284
	(3) その他	7,664,446	7,247,746	416,700
	小計	48,869,421	48,311,726	557,694
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債	3,016,035	3,016,830	△795
	②社債	—	—	—
	③その他	805,616	805,710	△94
	(3) その他	1,792,591	1,862,432	△69,840
	小計	5,614,242	5,684,972	△70,730
合計		54,483,663	53,996,699	486,964

(注1) 取得原価は減損処理後の金額で記載しております。なお、中間会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

(注2) 非上場株式（中間貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成26年9月30日現在）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

〈セグメント情報〉

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〈関連情報〉

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〈報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〉

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〉

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〉

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1株当たり純資産額 6,949,941円07銭

1株当たり中間純利益 194,316円25銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載していません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益（千円） 2,429,924

普通株主に帰属しない金額（千円） —

普通株式に係る中間純利益（千円） 2,429,924

普通株式の期中平均株式数（株） 12,505

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成26年３月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞（平成26年３月末現在）

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 投資顧問会社

名称	資本金の額（百万円） 平成26年３月末現在	事業の内容
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	100	金融商品取引法に定める投資運用業務等を営んでいます。

(3) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成26年３月末現在	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 投資顧問会社

信託財産の運用に係る助言および情報提供を行います。

(3) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

- (1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。
該当事項はありません。
- (2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。
- ① 受託会社
該当事項はありません。
 - ② 投資顧問会社
該当事項はありません。
 - ③ 販売会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成26年5月20日	臨時報告書
平成26年7月17日	臨時報告書
平成26年8月4日	有価証券報告書
	有価証券届出書
平成26年9月18日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月25日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年6月25日開催の定時株主総会において、自己株式を取得することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月15日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユーロ・ソブリン・オープンの平成26年5月8日から平成26年11月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーロ・ソブリン・オープンの平成26年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月19日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。